

白衣等洗濯業務委託仕様書

奈良県総合リハビリテーションセンターの白衣等洗濯業務を次のとおり実施するものとする。

1. 業務内容は、医師・看護師等の白衣等の洗濯業務を委託するものである。
2. 履行場所は、奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
奈良県総合リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)とする。
3. 契約期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日(2年間)
4. 受託者は、双方協議して定めた曜日(週3回以上)に下記5に示す回収場所の洗濯物を全て回収し、その受託者の責任において洗濯等を行うものとする。
5. 洗濯物の回収・納品方法及び時間帯は、センターが指定するものとする。
 - (1)回収・納品場所は薬剤科技局・放射線科技局・1階男子更衣室・1階女子更衣室・外来看護師控え室・医局・検査科技局・2階女子更衣室2カ所・副院長室・看護部長室・手術場内更衣室・3階病棟・4階病棟・給食事務室・その他センターが指定する場所とする。
回収された洗濯物は、回収日より8日以内に納品を行うものとする。
 - (2)洗濯物の納品は基本ハンガー仕上げで行うこととするが、一部畳み仕上げを指定する場合がある。尚、納品時に使用したハンガーの回収箱を用意し再使用を行うものとする。
 - (3)看護衣については1階男子更衣室のセンターが指定する場所にサイズごとに分けて納品を行う。尚、洗濯状況を把握するために受託者は看護衣にICチップやバーコードラベル等を貼付け、物品別データ管理を行い、適正に洗濯状況・回数等管理するものとする。又、センターよりデータの開示等の依頼があった場合は速やかに提示すること。
 - (4)受託者はバーコードラベル等で管理した月間洗濯枚数のデータをセンターに対して毎月提出すること。
 - (5)回収・納品とも午前9時から午後12時の間とする。
※回収・納品場所及び時間帯はセンターの都合により変更する場合がある。
 - (6)洗濯数量の見込み(※契約期間中のこの数量を保証するものではない。)
(令和7年4月～令和8年3月実績概数を元に算出した月間予定数量)
 - ① 白衣(ロングコート) 100枚/月
 - ② 看護衣上 1,000枚/月
 - ③ 看護衣下 1,000枚/月
 - ④ 白衣上 400枚/月
 - ⑤ 白衣下(紺色含む) 400枚/月
 - ⑥ ベッドカバー 4枚/月
 - ⑦ シーツ 7枚/月
 - ⑧ ポロシャツ 20枚/月

6. 検査等については次のとおりとする。
 - (1) センターは、洗濯物の納品があったときは、直ちに受託者の立ち会いのもとに検査を行うものとする。
 - (2) 検査の結果不良品があるときは、受託者は速やかに再洗濯又は修繕し、納品するものとする。
 - (3) 検査に合格したときは、センターは現品を受領し、受領書を交付するものとする。
7. センターが受領の前に生じた物品の亡失、破損等は、すべて受託者の負担とするものとする。
8. 委託業務を行うために必要な人件費、運搬費、洗濯費用、伝票諸用紙代等の一切の費用は、受託者が負担するものとする。
9. 委託料の請求は、前月中に納入した洗濯物の数量にそれぞれの単価を乗じて得た額を合計した金額に、消費税等を加算した額を請求するものとする。